



島根県報

平成20年 3 月14日 (金)
号外 第 14 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

監査公表
行政監査の結果の公表

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定に基づき実施した平成19年度行政監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成20年 3 月14日

島根県監査委員	福 間 賢 造
同	大 屋 俊 弘
同	山 崎 悠 雄
同	谷 本 敏

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施するものであり、平成19年度においては、次のとおり実施した。

第2 監査の概要

1 監査対象事務

県立学校における生徒等の安全確保対策

2 監査対象事務の選定理由

豪雨災害は、県内では過去幾度となく発生しており、最近では平成18年7月豪雨で大きな被害を蒙り、地震災害については、鳥取県西部地震や新潟県中越地震など全国的に地震が頻発しており、これらの災害により学校にも被害が生じている。

また、大阪教育大学附属池田小学校や寝屋川市立中央小学校においては、侵入者による悲惨な事件が発生し、県内でも学校への不審者の侵入があったことなどから学校安全に対する関心が高まってきており、児童生徒や教職員の安全を確保することは基本的かつ重要な課題となっている。

このため、生徒等の安全確保に資することを目的に、県立学校における防災対策、不審者対策並びに実験用の毒物・劇物、刃物等の管理が適切に行われているかなど主に防災・防犯の視点から監査を実施した。

3 監査実施機関

(1) 県立学校

県立学校全48校のうちから、高等学校については普通高校及び専門高校の学校種別、学校規模及び地域性を考慮して抽出した18校、特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）については全12校の合計30校について実施した。

(2) 県教育委員会

監査対象事務を執行している総務課、高校教育課、義務教育課及び保健体育課について実施した。

（注1）行政監査実施機関は、別表（19ページ）のとおりである。

（注2）学校数については、川本高等学校と島根中央高等学校、益田産業高等学校と益田翔陽高等学校は、校舎を共有することから各1校とみなした。

4 監査実施期間

平成19年12月3日～平成20年1月18日

5 監査の実施方法

職員に実地調査させた県立学校30校及び県教育委員会4課のうち、県立学校については高等学校1校、特別支援学校5校、県教育委員会については高校教育課、義務教育課について実地監査とし、その他の機関については、監査実施機関から提出された監査資料及び職員の実地調査結果等により書面監査とした。

6 監査の着眼点

監査にあたっては、次の事項を着眼点とした。

- (1) 危機管理体制は適切に整備されているか。
- (2) 防災対策は適切に行われているか。
- (3) 不審者対策は適切に行われているか。
- (4) 毒物・劇物は適切に管理されているか。
- (5) 刃物類は適切に管理されているか。
- (6) 重油・灯油等は適切に管理されているか。
- (7) 飲料水の衛生管理は適切に実施されているか。
- (8) 県教育委員会は県立学校を適切に指導しているか。

第3 監査結果

1 危機管理体制の整備

学校における事件・事故・災害から児童生徒の安全を確保するため、各県立学校では、学校警備及び防災計画を作成するとともに避難訓練を実施するなど、学校安全に対する取組が行われてきている。

近年、全国的に学校において様々な事件・事故等が発生しており、県教育委員会では、このような状況を踏まえ、望ましい対応のあり方等についての基本的な指針として、平成14年1月に「学校危機管理の手引」を作成している。

県教育委員会は、この手引を参考として各学校の実情に即した「危機管理マニュアル」の整備や、緊急事態の発生に備えた体制づくりなど、教職員の危機管理意識の高揚と社会の変化を踏まえた危機管理体制の確立を各学校に求めている。

また、県立学校等における事故の発生等の事案に対し、迅速かつ機動的な対応及び支援を行うため、島根県教育委員会危機管理対策本部設置要綱に基づき、「島根県教育委員会危機管理対策本部」を平成14年12月に設置している。

(1) 県教育委員会における危機管理体制の整備状況

県教育委員会危機管理対策本部

県教育委員会危機管理対策本部は、学校における事故の発生等により、児童生徒の安全と県民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に、迅速かつ機動的な対応及び支援を行うために置くとされている。対策本部の所掌事務は、設置要綱第3条により、事故等の情報の共有化、担当課が対応する業務の確認、関連機関等との連携、重大事故発生時の学校に対する指導・支援及び学校における危機管理体制の整備に関する事項等が挙げられているが、危機管理対策本部の会議は、対応すべき事案が発生していないとのことから、これまで開催されていない。

また、危機管理対策本部には専門的事項の調査研究及びその他本部長が必要と認める事項を処理するため、県教育委員会各課のグループリーダーを構成員とする幹事会が置かれているが、対策本部と同様にこれまで開催されていない。

危機管理に関する県教育委員会各課の所掌事務

学校における危機管理については、「学校危機管理の手引」の中で、学校安全、学校保健、学校給食、学校生活、差別事象、教職員に係る危機に分類し、危機が発生した場合の対応について例示している。

今回監査の対象としたものは、学校安全と学校保健の一部である。

学校安全に関することは、他課の所掌に属するものを除き、義務教育課が所掌している。

危機管理対策本部及び県災害対策本部等に関することは、総務課が所掌している。

各学校から報告される学校警備及び防災計画に関することは、県立学校の管理運営を所管している高校教育課が所掌している。

毒物・劇物の管理に関することは、学校安全の観点からは義務教育課の所管であるが、その指導については主として教科指導の一環として専門的な知識等を有する理科担当指導主事が配置されている高校教育課において行われている。

飲料水の衛生管理に関することは、学校保健を所管している保健体育課が所掌している。

なお、刃物類の管理に関すること及び重油・灯油等の管理に関することは、義務教育課や高校教育課では、特に指導はされていない状況であった。

関係機関等との連携の状況

県教育委員会は、県警察本部と児童生徒の安全確保について緊密な連携の下で効果的な対応を図るため、平成16年11月に「学校と警察の連携に関する協定書」を締結し、安全担当者等の協議を適宜実施している。

また、義務教育課は、青少年家庭課及び県警察本部少年課と「三部局連絡会」を設置して、児童生徒の安全確保と青少年の健全育成のための取組を行っている。

総務課は、県で設置される災害警戒本部及び災害対策本部の本部員として、台風・集中豪雨等の気象情報や災害関係の情報を収集し、県教育委員会各課や県立学校等へ伝達している。また、災害発生時には消防防災課等と

連携するとともに、県災害対策本部に係る業務について、県教育委員会各課の総合調整の役割を果たしている。

(2) 県立学校における危機管理体制の整備状況

学校安全は、安全教育、安全管理及び組織活動とが相まって実現されるものであり、県教育委員会は、児童生徒に対する安全教育や安全確保対策等の安全管理の充実とともに、学校安全を推進する組織活動として、学校安全委員会等の設置、教職員研修の実施及び地域との連携等について各学校を指導している。

安全委員会等の設置状況

各学校においては、学校運営の全般について協議する場として運営委員会等が設置されている。学校安全等の危機管理に関する協議については、運営委員会等で行われている学校は、監査を実施した30校のうち17校(57%)であり、他の13校(43%)では、別に学校安全委員会や防災委員会等の専門委員会を設置して行われていた。

学校警備及び防災計画の作成と訓練の状況

島根県立高等学校規程第42条又は島根県立特別支援学校規程第38条により、校長は、学校警備及び防災計画を作成し、毎年5月1日までに県教育委員会に報告するとともに、計画に基づき每学期1回以上訓練を行うこととされている。

学校警備及び防災計画については、30校すべての学校で作成されていたが、その内容について見ると、警備については、夜間の防火及び盗難防止について定めている学校は7校(23%)であり、このうち2校では、昼間の不審者侵入への対応についても定めていた。他の23校では警備については定められていなかった。

また、防災については、風水害・地震・防火対策について定めている学校は4校であり、地震・防火対策について定めている学校は19校、防火対策のみを定めている学校は7校であった。

火災・地震対応等の訓練の状況については、每学期実施した学校は、22校(73%)であり、年間2回実施した学校が7校、1回実施した学校が1校であった。

学校警備及び防災計画については、高校教育課へ報告されているが、その内容に関する指導は不十分であり、学校安全に関することを所掌している義務教育課との連携も十分に図られていない状況であった。

危機管理マニュアルの作成状況

「学校危機管理の手引」を参考として、火災・地震・集中豪雨の発生時の対応や不審者への対応など、想定される様々な事件・事故・災害への対応を包含した危機管理マニュアルを作成している学校は30校のうち10校(33%)であった。その中には、「問題発生時の具体的対応マニュアル」として1枚の紙に簡潔にまとめ、常時、職員室や事務室等のわかりやすい場所に掲示している学校があった。

なお、この10校のうち4校では、訓練の結果等を踏まえ危機管理マニュアルの内容について見直しがされていた。

その他の20校では、危機管理マニュアルに台風・集中豪雨の発生時の対応や不審者への対応が含まれていないものや、事件・事故・災害の発生時の大まかな役割分担や連絡先等が明記されているだけで、それらの発生時の具体的な対応方法等が盛り込まれていないものなど、十分な内容ではなかった。また、危機管理マニュアルを作成していない学校もあった。

各学校の危機管理マニュアルの作成の有無等については、文部科学省が毎年度実施している「学校の安全管理に関する取組状況調査」により明らかとなっているが、県教育委員会ではその内容については十分には把握されていないかった。

安全教育の実施状況

県教育委員会は、安全教育については、保健体育科・社会科等の教科における安全学習、ホームルーム等の特別活動における安全指導及び避難訓練の実施等、教育活動の全体で適切に実施するよう指導している。

各学校の安全教育については、30校のすべての学校で実施されていた。

その内容については、朝礼、ホームルーム、全校集会等の際に防災に関することや不審者対応について注意喚起等を行ったり、避難訓練時に消防署の講話等が実施されていた。

また、保健体育科等の教科の中で実施されている学校が 5 校あった。

地域団体等との連携の状況

「学校危機管理の手引」の中で、警察、消防等の意見を取り入れながら、実効性のある危機管理マニュアルを作成するとともに、マニュアルを関係諸機関に配布し、関係諸機関とともに万一の対応について共通認識を持ち、共同して対応することが必要とされている。

また、平成18年 7 月に制定された「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、同年12月に策定された「学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針」の中で、通学路等における子どもの安全確保のためには、要注意箇所の周知とともに地域との情報共有が重要とされ、関係機関・団体との適切な役割分担や連携体制の整備が必要とされている。

各学校の警察署、消防署との連携については、学校警察連絡協議会での学校安全に関する意見交換等や防災訓練等での立会・講話等ほとんどの学校で取り組まれていた。

地域団体等との連携については、30校のうち25校（83%）で連携が図られていた。

連携の内容については、PTA、地元自治会等からの不審者等の情報提供、近隣小中学校、保育所等との不審者情報の交換、地元自治会、公民館等との合同パトロールなどが行われていた。また、特別支援学校の中には、近隣福祉施設との合同の消防防災訓練を実施している学校もあった。

危機管理に関する評価の実施状況

「学校危機管理の手引」の中で、危機の未然防止の取組について、定期的に評価して改善するとともに、危機が発生した場合の対応を評価し、危機を教訓とした再発防止に向けた取組を実践していくことが重要とされている。

学校の危機管理に関する取組について、平成17年度から実施されている学校評価の対象としている学校は、高等学校では18校のうち 6 校（33%）であり、特別支援学校では12校のうち 8 校（67%）であった。

評価項目については、避難訓練の実施に関するものが多かったが、緊急連絡体制、防災教育及び防災意識の高揚に対する取組などについて評価の対象としている学校があった。

なお、学校評価を実施している14校のうち、4 校では教職員の評価に合わせて生徒・保護者へのアンケートも実施されていた。

2 防災対策

県教育委員会では、平成11年 3 月に策定した「学校防災マニュアル」及び前記の「学校危機管理の手引」を参考として、各学校の実情に即した台風・集中豪雨発生時の対応マニュアル、地震発生時の対応マニュアル及び火災発生時の対応マニュアルを整備するよう指導している。

(1) 風水害対策の状況

台風・集中豪雨対応マニュアルの作成状況

台風・集中豪雨発生時の対応マニュアルについては、30校のうち18校（60%）で作成されていたが、12校（40%）で作成されていなかった。

このうち高等学校では、13校（72%）で作成されていたが、5 校（28%）で作成されていなかった。特別支援学校では、5 校（42%）で作成されていたが、7 校（58%）で作成されていなかった。

緊急時の情報収集及び伝達の状況

各学校は、台風等の気象情報や道路の被災状況等の災害関係の情報、バス・JR等交通機関の運行の情報等について、テレビ、インターネット、県教育委員会、市町村、県土整備事務所、交通事業者等から収集していた。

学校から生徒への緊急時の連絡方法については、携帯電話やパソコンから閲覧ができる学校ホームページへの緊急情報の掲載、メールによる一斉配信（登録者のみ）、電話サービスの活用、ケーブルテレビや有線放送での告知、駅等への教員配置、担任等からの電話連絡等、様々な工夫がされていた。

学校が避難所となった場合の対応状況

県立学校の多くは、市町村地域防災計画により災害時の避難所に指定されているが、実際に災害が発生した際

の避難所としての運営方法や学校の役割が市町村から示されていない事例があった。

(2) 地震対策の状況

地震対応マニュアルの作成状況等

地震発生時の対応マニュアルについては、30校のうち26校(87%)で作成されていたが、4校(13%)で作成されていなかった。

高等学校では、16校(89%)で作成されていたが、2校(11%)で作成されていなかった。特別支援学校では、10校(83%)で作成されていたが、2校(17%)で作成されていなかった。

なお、天井に設置されている視聴覚用のテレビや給食室の虫除け殺虫機等の落下防止について点検がされていない学校があった。

地震対応訓練の実施状況

地震を想定した訓練については、30校のうち17校(57%)で実施されていたが、13校(43%)で実施されていなかった。

高等学校では6校(33%)で実施され、12校(67%)で実施されていなかった。特別支援学校では、11校(92%)で実施され、1校(8%)で実施されていなかった。

地震対応訓練の中には、地震体験車(起震車)による地震疑似体験をさせていた事例もあった。

寄宿舎における地震対応訓練の実施状況

寄宿舎における地震対応訓練については、寄宿舎のある20校のうち8校(40%)で実施されていたが、これは特別支援学校だけであり、高等学校12校では、実施されていなかった。

(3) 防火対策の状況

火災対応マニュアルの作成状況

火災発生時の対応マニュアルは、30校すべてで作成されていた。

火元責任者の指定状況

火元責任者の指定については、すべての学校で行われていた。

日常火気点検の実施状況等

日常の火気点検は、すべての学校で実施されていた。

なお、学校の中には、木製の机、家具等の可燃物が体育館の軒下に大量に保管されている事例があった。

火災対応訓練の実施状況

火災対応訓練は、すべての学校で実施されていた。

訓練内容は、避難訓練、通報訓練、消火訓練、スモーク体験等であった。

消防署の立会状況

火災対応訓練に際して効果的な指導を受けるための消防署の立会は、30校のうち28校(93%)で実施されていた。高等学校では、18校のうち16校(89%)、特別支援学校では、すべての学校で実施されていた。

寄宿舎における火災対応訓練の実施状況

寄宿舎のある20校の火災対応訓練は、13校(65%)で実施されていたが、7校(35%)で実施されていなかった。

高等学校では12校のうち5校(42%)で実施され、7校(58%)で実施されていなかった。特別支援学校では、8校すべてで実施されていた。

3 不審者対策

学校への不審者の侵入や登下校時における児童生徒の安全確保については、文部科学省や県教育委員会のマニュアル等を参考に、各学校において学校や地域の実態に即した不審者対策に取り組むこととされている。

これまでに文部科学省では、「幼児児童生徒の安全確保及び安全管理についての点検項目(例)」(平成13年8月31日)において、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について具体的に点検すべき項目を参考例として示し、また、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(平成14年12月)において、不審者侵入などの事態が起

きた場合の共通的な留意事項を示し、さらに、「学校安全のための方策の再点検等について」（平成17年3月31日）において、安全・安心な学校づくりを行うための対応方策を示している。

県教育委員会では、「学校における危機管理体制の確立のために」（平成13年9月7日付け島教保第334号）において、外部からの侵入者への対応を示し、また、「学校危機管理の手引」において、登下校時における児童生徒の安全確保を含め学校における様々な事件・事故等を想定した対応について基本的な指針を示している。

(1) 不審者対策の状況

不審者対応マニュアルの作成状況

県教育委員会が示した「学校における危機管理体制の確立のために」等を参考に、不審者対応マニュアルを作成している学校は、高等学校18校のうち14校（78%）であり、特別支援学校12校ではすべての学校で作成されていた。

マニュアルを作成している26校すべてで学校への不審者侵入を想定していたが、登下校時における万一の事態発生を想定していた学校は4校（15%）であった。

また、寄宿舎のある学校20校のうち、寄宿舎への不審者侵入を想定していた学校は3校（15%）であった。

各県立学校の不審者対応マニュアルの作成状況については、県教育委員会では文部科学省による「学校の安全管理の取組状況に関する調査」を毎年度実施することによりマニュアルの有無の把握はされているものの、その内容については十分に把握されていなかった。

教職員研修の実施状況

教職員研修を実施している学校は、高等学校では18校のうち5校（28%）であり、特別支援学校では12校すべてであった。

研修の内容としては、警察官の指導のもと不審者が校内に侵入した場合の児童生徒の安全確保、不審者への対応、警察・消防・県教育委員会等関係機関への連絡など、危機発生時に教職員がとるべき具体的行動を明確にするための訓練などが行われていた。また、不審者にさとられずに組織的な対応ができるよう色々な工夫をしている学校があった。

県教育委員会では、不審者対策を取り入れた教職員研修として防犯教室指導者研修会を小中学校の教職員を含めて年1回実施しているが、平成18年度の研修会では県立学校からの参加者は2名であった。

教職員研修の実施状況について、県教育委員会では文部科学省による「学校の安全管理の取組状況に関する調査」を毎年度実施することにより実施の有無の把握はされているものの、その内容については十分に把握されていなかった。

不審者対応訓練の実施状況

児童生徒を対象とした不審者対応訓練を実施している学校は、高等学校では18校のうち2校（11%）であり、特別支援学校では12校のうち3校（25%）であった。

訓練の内容としては、教職員による不審者の侵入を想定した訓練にあわせ、児童生徒を体育館に緊急避難させる訓練などが行われていた。また、特別支援学校では、教職員が不審者に扮し児童生徒に不審者侵入時の安全な避難方法について指導する訓練を行っている学校があった。

訓練の未実施の理由として、高等学校では不審者情報があった場合は複数での下校や家庭から迎えに来てもらう等の指導を適宜行っており、特に訓練までは考えていなかったとする学校や、特別支援学校では児童生徒が過剰な不安を感じることがあるため教員のみで実施するとしている学校があった。

不審者対策の取組状況

不審者対策の取組については、外来者に受付で氏名の記帳を求めている高等学校は18校のうち15校（83%）であり、特別支援学校では12校のうち9校（75%）であった。バッジ等の着用を求めている高等学校は17校（94%）であり、特別支援学校では11校（92%）であった。さすまた・防犯スプレー等を設置している高等学校は14校（78%）であり、特別支援学校ではすべての学校で設置していた。さすまたは使い勝手が悪いとして手製の竹棒を校内各所に配置している学校もあった。

安全確保のための機器として防犯カメラを、寄宿舍の不審者対策用として設置している高等学校と、事務室と職員室が二階にあるため正面玄関に設置している特別支援学校が各1校あった。

登下校時の安全確保対策

登下校時に万一の事態が発生した場合の対処法など登下校時の安全確保対策については、すべての学校でとられていた。

対策の内容としては、高等学校では登下校時の注意事項を記載したチラシを配布したり、不審者情報の入手とともに生徒に連絡し、場合によっては保護者へ注意を喚起している学校などがあつた。また、通学路の安全調査を実施したり通学路への防犯灯設置を働きかけ実現できた学校もあつた。特別支援学校では希望者への防犯ブザーの配布や担任によるバス乗車までの直接指導を行っている学校などがあつた。

寄宿舍における不審者対応訓練の実施状況

寄宿舍における児童生徒を対象とした不審者対応訓練を実施している学校は、寄宿舍のある高等学校12校すべてで実施されておらず、特別支援学校8校では半数の4校で実施されていた。

訓練の内容については、教職員が不審者に扮した実際的な訓練などが行われていた。

(2) 地域等との連携の状況

警察署との連携の状況

警察署との連携については、情報・意見交換会を実施している高等学校は18校のうち17校(94%)であり、特別支援学校では12校のうち11校(92%)であった。防犯訓練等への警察官の立会を求めている高等学校は3校(17%)であり、特別支援学校では10校(83%)であった。

連携の内容については、子ども安全メールにより警察署から日々、不審者情報が校長や生徒指導主事に配信される取組や、防犯訓練に警察官の立会を求め、その訓練状況を記録したビデオをもとに警察官から教職員が暴漢対応について指導を受ける取組などが行われていた。

地元自治会・学校安全ボランティア等との連携の状況

地元自治会や学校安全ボランティアなどの関係団体と連携し、不審者情報を速やかに把握できる体制の整備など、地域社会との連携が図られている高等学校は18校のうち5校(28%)であり、特別支援学校では12校のうち6校(50%)であった。

連携の内容としては、高等学校が主体的に参画した地域の総合見守りネットワークの設立、児童生徒が万一の場合に緊急避難できる「子どもSOSの家」などボランティア体制の整備や地域あげでの「声かけ運動」などの取組が行われていた。

4 毒物・劇物の管理

県立学校が理科の実験等に使用するために保有する毒物・劇物については、「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号)の規定により、盗難、紛失、飛散、漏れ又は流失がないようにすること、適正な表示及び廃棄を行うことなど、厳重に管理することが義務づけられている。

このため、県教育委員会は、各学校に対し、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」(平成10年9月3日付け島教高第500号)等により、適正な管理を指導し、また、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」(平成12年1月27日付け島教高第728号)等により、管理の状況の調査などを実施している。

(1) 毒物・劇物の管理体制の整備状況

30校のうち、毒物・劇物を保有していない6校を除く他の24校における毒物・劇物の管理体制については、次のような状況であった。

管理規程等の整備状況

毒物・劇物の保管、管理等に関する取扱要領等の校内規程について、県教育委員会は、前記の「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」により、整備するよう指導している。

しかしながら、取扱要領等の校内規程を設けている学校は、1校(4%)のみであり、他の23校(96%)では、設けていなかった。

校内規程を設けている学校では、「毒物及び劇物の保管管理に関する取扱要領」が策定されており、管理責任者の指定、保管場所の管理、定期点検等が規定されていた。

管理責任者の指定状況

毒物・劇物に係る管理責任者について、県教育委員会は前記の「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」により、また、「理科室等に保有する薬品類の保管・管理状況の点検について」（平成10年9月11日付け島教教第544号）等により、管理責任者を指定し、その責任において使用量及び現在量を明確にするなど管理の適正を期すよう指導している。

しかしながら、管理責任者を指定していない学校が5校（21%）あり、他の学校においても、管理責任者としての指定が明確ではないものや、その役割が具体的に定められていないものが大半であった。

定期的検査の実施状況

県教育委員会は、「理科学習における安全指導について」（昭和55年7月17日付け島教教第449号）等により、毒物・劇物を含むすべての薬品の点検等を再三にわたり指導している。

しかしながら、専用保管庫や容器の状態の点検など毒物・劇物の管理状況の定期的検査は、24校のうち、7校（29%）で実施されていなかった。

また、県教育委員会は、前記の「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」が通知された平成11年度の後においては、各学校における毒物・劇物の管理状況は把握されていなかった。

なお、教科指導を所管する高校教育課において、学校訪問等の際、教科指導に併せ毒物・劇物の管理の指導をしている。

学校薬剤師の指導、助言の状況

学校保健法（昭和33年法律第56号）の規定により、学校薬剤師の職務として、学校において使用する医薬品、毒物・劇物等の管理に関し必要な指導と助言を行うこととされている。

学校薬剤師から指導、助言を受けている学校は、24校のうち、4校（17%）であり、他の20校（83%）では、特に指導、助言を受けていなかった。

(2) 毒物・劇物の保管状況

毒物・劇物の保管については、県教育委員会は、前記の「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」等により、専用保管庫の設置、保管庫の施錠、保管庫及び容器への表示、薬品ごとの受払いを記録する薬品管理簿の整備、地震等災害に備えた対策、廃棄処理の徹底等を指導している。

各学校における毒物・劇物の保管については、次のような状況であった。

専用保管庫の設置状況

毒物・劇物の保管庫は、盗難又は紛失を防ぐための措置として、金属製ロッカー等による専用のものとし、一般の薬品とは別の保管庫とするよう指導されている。

24校のすべてで、毒物・劇物の専用の保管庫が設置されていた。

しかしながら、一般薬品と区分しないで収納している学校が4校（17%）あった。

専用保管庫の施錠状況

専用保管庫には、盗難等防止のための施錠を行い、鍵の保管については管理責任者が責任をもって管理するよう指導されている。

24校のすべてで、専用保管庫は施錠されていたが、鍵の管理者を指定していない学校が1校（4%）、専用保管庫の点検、施錠の確認を実施していない学校が1校（4%）あった。

専用保管庫及び容器への表示状況

毒物・劇物の専用保管庫及び容器には、他の薬品との誤使用等による事故を防ぐため、毒物・劇物を明確に識別できるように、「毒物」、「劇物」等の文字表示をするよう指導されている。

24校のうち、専用保管庫に毒物・劇物の表示をしていない学校が5校（21%）、容器に毒物・劇物の表示をしていない学校が7校（29%）、また、容器に毒物・劇物の薬品の名称を明示していない学校が4校（17%）あ

た。

管理記録の整備状況

毒物・劇物については、毒物・劇物の盗難又は紛失を防ぐための措置の一環として、薬品管理簿により使用量及び現在量を把握しておくとともに、保管している毒物・劇物の現在量を薬品管理簿と定期的に照合して確認するよう指導されている。

24校のうち、薬品管理簿を整備していない学校が15校(63%)、薬品管理簿に使用量及び現在量を使用の都度記入していない学校が18校(75%)、また、薬品管理簿と毒物・劇物の現在量を定期的に照合していない学校が18校(75%)あった。

地震等の災害対策の状況

専用薬品庫及び容器は、地震等の災害対策として転倒、転落の防止措置を講じるよう指導されている。

24校のうち、専用保管庫の転倒防止措置を講じていない学校が12校(50%)、保管容器の転倒防止措置を講じていない学校が15校(63%)あった。

不要な毒物・劇物等の処分状況

毒物・劇物の廃棄にあたっては、「毒物及び劇物取締法施行令」(昭和30年政令第261号)の規定に基づき、適切に処理を行うよう定められており、県教育委員会は、長期間保管されている毒物・劇物で今後も使用見込みがないものについては、速やかに廃棄するよう指導している。

県教育委員会では、平成15年度からすべての県立学校に対し、理科廃液、理科実験用の水銀及び水銀化合物の貯蔵量、貯蔵態様等を調査し、理科廃液については、平成16年度以降の毎年度、有機廃液、無機廃液に分類し、継続的に回収し、一括して廃棄処理を行っている。

また、学習指導要領の改正に伴い理科実験で使用しなくなった学校における水銀及び水銀化合物については、平成19年度中に回収し、廃棄処理を行う予定としている。

24校のうち、不要な毒物・劇物を保有している学校が15校(63%)あり、今後の対応については、県教育委員会からの指示に基づき廃棄処理を行うこととしていた。

しかしながら、学校によっては、理科薬品以外の工業、農業、水産等の実習用の不要な薬品や農薬等を廃棄時期未定のまま保管しているものや、名称が不明な薬品を紙箱に「?」と記載し、まとめて薬品棚に保管しているものがあるなど廃棄処分されていないものがあった。

事故等発生の対応状況

「学校危機管理の手引」の中で、児童生徒又は教職員の授業中の事故について、未然防止のポイント並びに毒物・劇物の管理及び毒物・劇物中毒事故が起こった場合の措置等を示している。

さらに、これらを参考にして、各学校の実態に応じた独自の対応マニュアルを作成するよう指導している。

24校のうち、毒物・劇物の薬品事故に係る学校独自マニュアルを作成している学校が3校(12%)、毒物・劇物に限定しないが「薬品による事故」等のマニュアルを作成している学校が5校(21%)であり、その他の学校16校(67%)では作成されていなかった。

5 刃物類の管理

県立学校が保管する刃物類の管理については、これまで県教育委員会として特に指導等は行われておらず、各学校の主体的な取組に任されている。

なお、平成10年2月に県教育委員会教育長から「児童生徒の刃物の携帯等に関する指導について」が通知されているが、これは児童生徒のナイフ等刃物の携帯を規制し、児童生徒及び教職員の安全の確保を目的としたものである。

(1) 調理実習用刃物の管理状況

30校における調理実習用刃物の管理については、次のような状況であった。

管理責任者の指定状況

管理責任者の指定状況については、30校のうち26校(87%)で指定されていたが、他の4校では指定されていなかった。

指定していた学校では、調理担当である家庭科の教員が責任者として管理を行っているが、多くの学校では事務分掌等に位置づけられてはいなかった。

専用保管庫の設置状況

専用保管庫の設置状況については、30校のうち25校(83%)で設置されており、5校では設置されていなかった。

専用保管庫を有する25校のうち、施錠ができる保管庫を設置していた学校は20校(80%)であったが、5校については施錠ができない保管庫であった。

また、施錠可能な専用保管庫が設置されているにもかかわらず、施錠していない事例や施錠用の鍵の所在が不明になっている学校もあった。

なお、専用保管庫が設置されていない5校では、調理台下の扉裏や食器棚等に施錠されないままで保管されていた。

刃物管理簿の整備状況

刃物類の種類や本数を記載する刃物管理簿を整備している学校は、30校のうち4校(13%)であり、他の26校では作成されていなかった。

(2) 専門高校等の実習用刃物の管理状況

建築用ノミ・のこぎり、農業用鎌、水産加工用包丁等の実習用刃物は、30校のうち工業、農林、水産の専門高校9校と農業等の実習科目を有する特別支援学校5校の計14校において保管されており、その管理については次のような状況であった。

管理責任者の指定状況

管理責任者の指定状況については、14校のうち11校(79%)で指定されており、3校では指定されていなかった。

指定していた11校では、各実習担当の教員が責任者として管理を行っているが、多くの学校では事務分掌等に位置づけられてはいなかった。

専用保管庫の設置状況と刃物類の管理状況

専用保管庫の設置状況については、14校のうち6校(43%)で設置され、他の8校では設置されていなかった。

専用保管庫がない8校では、金属製物品棚に置かれたトレーや施錠ができない木製の道具箱等で保管していた学校が多かった。

また、実習棟の作業台の上や作業室の物品棚に包丁等の刃物がそのまま置かれていた学校もあった。

なお、専門高校では、学校の特色を生かし地域住民との交流等にも積極的に取り組まれている中で、刃物類や農薬等が保管されている実習棟の入口に施錠がされていない学校もあった。

刃物管理簿の整備状況

刃物管理簿の整備状況については、管理簿を整備している学校は14校のうち1校(7%)であり、他の13校では整備されていなかった。

(3) 学校管理用刃物の管理状況

学校における環境整備用の草刈機や鎌等の刃物類は、30校のうち29校で保有されており、その管理については次のような状況であった。

施錠責任者の指定状況

保管場所の施錠責任者の指定状況については、29校のうち23校(79%)で指定されており、他の6校では指定されていなかった。

指定していた23校のうち、多くの学校において事務分掌等に位置づけられてはいなかった。

刃物管理簿の整備状況と刃物の管理状況

刃物管理簿については、29校すべての学校で作成されていなかった。

学校管理用刃物の管理状況については、施錠した倉庫等に保管されており、概ね適切に管理されていたが、一部の学校では、保管場所への出入り等の利便性を考慮し、日中は施錠せず出入りが自由な状態となっていた。

(4) 寄宿舎の調理用刃物の管理状況

寄宿舎のある20校のうち、厨房を有する18校における調理用刃物の管理については、次のような状況であった。

管理責任者の指定状況

管理責任者の指定状況については、18校のうち11校(61%)の学校で指定されていたが、他の7校では指定されていなかった。

指定については、事務分掌等に位置づけられてはいなかった。

調理用刃物の保管状況

寄宿舎の調理用刃物について、施錠ができない保管庫で保管されているにもかかわらず、その保管庫を設置している厨房と隣接する食堂部分を仕切るドアが日常的に施錠されていない学校もあった。

6 重油・灯油等の管理

各学校の教室等の暖房用燃料としては、一部の学校でガスを使用しているところがあったが、高等学校においては主に灯油が、特別支援学校においては主に重油が使用されていた。(高等学校:灯油15校、ガス3校 特別支援学校:重油9校、灯油1校、ガス2校)

灯油及び重油は、いずれも消防法(昭和23年法律第186号)で引火性液体としての「危険物」とされ、一定数量以上の貯蔵・取扱にあたっては、法の規制を受けることになっている。

教室等の暖房に重油又は灯油を使用している学校25校における灯油及び重油の管理体制並びに保管状況は、次のとおりであった。

(1) 重油・灯油等の管理体制の状況

重油及び灯油の管理にあたって、校内管理規程を定めている学校は25校のうち5校(20%)であり、管理責任者を指定している学校は25校のうち19校(76%)であった。

灯油については1,000リットル以上、重油については2,000リットル以上を貯蔵する場合は、消防法の規定により「危険物取扱者」に保安の監督及び取扱の立会をさせなければならないことになっているが、この要件に該当する学校11校のうち3校については、危険物取扱者が置かれていなかった。

危険物取扱者は、消防法及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)の規定により、3年に1回は危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないことになっているが、危険物取扱者を置いている学校8校のうち4校で講習を受けていなかった。

県教育委員会においては、各学校の灯油等の管理状況については把握されておらず、また、各学校に対する指導もされていなかった。

(2) 重油・灯油等の保管状況

教室等の暖房に重油又は灯油を使用している25校のうち、重油については9校、灯油については2校で地下タンクに貯蔵されており、いずれも適切に管理されていた。

灯油を使用している16校のうち上記の2校を除く14校では、18リットル入りのポリ容器等に小分けして鉄筋コンクリート又はブロック造りの貯蔵所(油庫)で保管されていた。いずれも鍵をかけて保管されていたが、施錠責任者を定めていない学校が3校(21%)あった。

灯油を保管・運搬するポリ容器への油の種別表示については、表示をしていない学校が14校のうち7校(50%)あった。

教室等の暖房に重油を使用している学校でも、補完的に灯油ストーブを使用する場合がありますが、ポリ容器やドラム缶で保管されている学校が多いが、鍵のかからない場所や軒下に置かれている学校があった。

また、学校の環境整備用の草刈機の燃料である混合油は、極めて引火性の高い液体であるが、日中の出入りが自由な作業用倉庫の床に油缶がそのまま置かれている学校があった。

7 飲料水の衛生管理

学校の飲料水の衛生管理については、学校保健法に基づき定められた「学校環境基準」（平成4年6月23日文部省体育局長裁定）において、毎学年1回定期に水質（遊離残留塩素、色度・濁度・臭気・味、水素イオン濃度、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物等）及び施設・設備について検査を行うこととされ、また、毎授業日に残留塩素、外観、臭気、味等について日常点検を行うこととされている。

学校における飲料水の管理状況は、次のとおりであった。

(1) 定期検査の実施状況

毎学年1回行うこととされている水質の定期検査については、30校のうち29校で実施されていたが、貯水槽を設けず市の水道から直接給水を受けている学校において、この検査を実施していない学校が1校あった。

また、施設・設備の定期検査については、校舎屋上等に貯水槽を設けて給水している25校すべてで行われていた。

(2) 日常点検の実施状況

毎授業日に行うこととされている日常点検を「学校環境基準」に定められた点検項目のすべてについて実施していた学校は、30校のうち9校（30％）であった。

その他の多くの学校では、点検を週に1回又は月に1回行ったり、不定期に行っていた。

また、貯水槽を設けず水道事業者から直接給水を受けていることから、残留塩素の検査は不要であるとの誤った認識を持っていた学校もあった。

第4 組織及び運営の合理化に資するための意見

I 総括意見

1 県教育委員会における危機管理体制の整備について（総務課、高校教育課、義務教育課、保健体育課）

学校における事故の発生等により、児童生徒の安全と県民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に、迅速かつ機動的な対応及び支援を行うために県教育委員会危機管理対策本部が置かれており、対策本部には専門的事項の調査研究等を行うために幹事会が置かれている。

危機管理対策本部の会議は、対応すべき事案が発生していないことから、これまで開催されておらず、幹事会も開催されていなかった。

各学校の学校警備及び防災計画については、高校教育課へ報告されているが、その内容に関する指導は不十分であり、学校安全に関することを所掌している義務教育課との連携も十分に図られていない状況であった。

毒物・劇物の管理に関する指導については、主として教科指導の一環として高校教育課において行われているが、義務教育課との役割分担が不明確であった。

刃物類の管理や重油・灯油等の管理については、義務教育課や高校教育課では、特に指導はされていない状況であった。

各学校における危機管理が適切に行われるためには、県教育委員会は平常時から学校における危機管理体制の整備に関する課題等について検討するとともに、指導体制の充実を図る必要がある。

については、県教育委員会においては、危機管理対策本部の幹事会等を活用して、様々な事件・事故・災害の未然防止と発生時の適切な対応等について調査研究するとともに、各課が所掌している事務について役割分担を明確にし、相互の連携が十分に図られるよう効率的、効果的な組織運営に努め、学校における児童生徒及び教職員の安全を確保するための危機管理に万全を期されたい。

2 県立学校における危機管理体制の整備について

(1) 学校警備及び防災計画の見直しについて（高校教育課、義務教育課）

島根県立高等学校規程第42条又は島根県立特別支援学校規程第38条により、各学校が作成することとされている学校警備及び防災計画については、30校すべての学校で作成されていた。

その内容について見ると、警備については、夜間の防火及び盗難防止について定めている学校は7校（23％）であり、このうち2校では、昼間の不審者侵入への対応についても定めていた。他の23校では警備については定めら

れていなかった。

また、防災については、風水害・地震・防火対策について定めている学校は4校であり、地震・防火対策について定めている学校は19校、防火対策のみを定めている学校は7校であった。

近年、全国的に学校において様々な事件・事故や災害が発生しており、児童生徒の安全を確保するためには、平常時からそれらに的確な対応ができるよう備える必要がある。

については、県教育委員会においては、社会の変化を踏まえて学校警備及び防災計画を見直し、学校安全に関して想定される様々な事件・事故や災害に適切に対応するための総合的な危機管理計画の作成について検討されたい。

(2) 学校危機管理マニュアルの作成について（総務課、高校教育課、義務教育課）

「学校危機管理の手引」を参考として、火災・地震・集中豪雨の発生時の対応や不審者への対応など、想定される様々な事件・事故・災害への対応を包含した危機管理マニュアルを作成している学校は、30校のうち10校（33%）であった。このうち4校では、訓練の結果等を踏まえ危機管理マニュアルの内容について見直しがされていた。

その他の20校では、危機管理マニュアルに台風・集中豪雨の発生時の対応や不審者への対応が含まれていないものや、事件・事故・災害の発生時の大まかな役割分担や連絡先等が明記されているだけで、それらの発生時の具体的な対応方法等が盛り込まれていないものなど、その内容は不十分な状況であった。

児童生徒の生命・身体の安全を確保するためには、災害等が発生した場合に組織的かつ迅速に対応する必要がある。災害等の発生時に有効に機能する役割分担や具体的な対応方法等について、平常時から教職員の共通認識を図る必要がある。

については、各学校においては、様々な事件・事故・災害を想定した実効性のある危機管理マニュアルを作成するとともに、訓練の結果等を踏まえ危機管理マニュアルの不断の見直しを図られたい。

3 県教育委員会の県立学校に対する指導について（高校教育課、義務教育課、保健体育課）

県教育委員会は、県立学校における危機管理体制の整備をはじめ、防災対策、不審者対策等について、教育長等通知、研修会の実施及び学校に出向いての指導を実施している。

しかしながら、今回監査を実施した学校では、学校警備及び防災計画や学校危機管理マニュアルについて、内容が不十分な学校があった。

一方、危機管理に関する取組について学校評価の対象とし、さらに生徒・保護者のアンケートを実施するなど、外部の視点を取り入れて学校の危機管理のあり方について不断の見直しをしている学校があった。

これらのことは、学校経営にとって重要課題である危機管理に対する認識に学校間で大きな違いがあるものと考えられる。

については、県教育委員会においては、学校の危機管理意識の高揚と社会の変化を踏まえた危機管理体制の確立が図られるよう、安全教育、安全管理及び組織活動等の危機管理に関する取組に対する学校評価や外部評価の活用について指導されたい。

なお、今回監査した事項について、多くの学校で不十分又は不適切な状況が見られたので、通知文書による指導にとどまらず、各学校の状況を把握するとともに、現場の実態を踏まえた実効性のある指導に努められたい。

II 個別意見

1 防災対策

(1) 台風・集中豪雨対応マニュアル及び地震対応マニュアルの作成について（高校教育課、義務教育課）

県教育委員会では、「学校防災マニュアル」及び「学校危機管理の手引」を参考として、各学校の実情に即した台風・集中豪雨対応マニュアル及び地震対応マニュアルを整備するよう指導している。

台風・集中豪雨対応マニュアルは30校のうち12校（40%）で作成されておらず、地震対応マニュアルは30校のうち4校（13%）で作成されていなかった。

災害等の発生時に迅速かつ効果的に対処して、被害を回避し又は最小限にとどめるためには、あらかじめ具体的

な対応方法等を定めておくことが重要である。

については、各学校においては、台風・集中豪雨対応マニュアル及び地震対応マニュアルを早急に作成されたい。

(2) 地震対応訓練の実施について（高校教育課、義務教育課）

地震対応訓練については、高等学校18校のうち12校（67%）、特別支援学校12校のうち1校（8%）で実施されていなかった。

大規模な地震発生時には、教室内の天井、壁、蛍光灯等が落下したり、ロッカー等が転倒したり、窓ガラスが割れて飛散したりするなど、校舎内が危険な状態となり、児童生徒も精神的動揺からパニックになることが予想される。

このため、地震発生時の危険を想定し、これに対処するとともに、より安全に避難を行うためには、平常時からの訓練が重要である。

については、各学校においては、地震対応訓練を計画的に実施されたい。

(3) 寄宿舎における火災・地震対応訓練の実施について（高校教育課、義務教育課）

寄宿舎における火災・地震対応訓練は、特別支援学校ではすべての学校で実施されていたが、高等学校では火災対応訓練は12校のうち7校（58%）で実施されておらず、地震対応訓練は全く実施されていなかった。

寄宿舎においては、夜間には対応する教職員が少ないうえに避難や安全確認に時間を要することが予想されるので、実際に行動の伴う訓練を実施する必要がある。

については、各学校においては、寄宿舎における火災・地震対応訓練を実施されたい。

2 不審者対策

(1) 不審者対応マニュアルの作成について（高校教育課、義務教育課）

県教育委員会では、外部からの不審者侵入や登下校時における万一の事態発生を想定した不審者対応マニュアルを作成するよう指導している。

不審者対応マニュアルについては、すべての特別支援学校で作成されていたが、高等学校では18校のうち4校（22%）で作成されていなかった。

マニュアルを作成している26校すべてで学校への不審者侵入を想定していたが、そのうち22校（85%）では登下校時における万一の事態発生を想定していなかった。また、寄宿舎のある20校のうち17校（85%）で、寄宿舎への不審者侵入を想定していなかった。

外部からの不審者侵入など危機発生時に、教職員が組織的かつ機敏に対応することが重要であり、そのためにマニュアルは必要である。

については、各学校においては、学校への不審者侵入、登下校時における万一の事態発生及び寄宿舎への不審者侵入を想定したマニュアルを作成されたい。

(2) 教職員研修及び児童生徒の訓練の実施について（高校教育課、義務教育課）

県教育委員会では、不審者対策に係る教職員研修や児童生徒の不審者対応訓練を、緊急事態の発生に備えた主要な安全対策として位置づけている。

不審者対策に係る教職員研修については、すべての特別支援学校で実施されていたが、高等学校では18校のうち13校（72%）で実施されていなかった。

県教育委員会が主催する平成18年度の防犯教室指導者研修会への県立学校からの参加者は、わずか2名であった。

児童生徒の不審者対応訓練については、高等学校18校のうち16校（89%）、特別支援学校12校のうち9校（75%）で実施されていなかった。

寄宿舎における児童生徒の不審者対応訓練については、寄宿舎のある高等学校12校すべてで実施されておらず、特別支援学校では8校のうち4校（50%）で実施されていなかった。

については、各学校においては、緊急事態発生時に組織的かつ機敏な対応ができるよう教職員研修や児童生徒の不審者対応訓練を実施されたい。

(3) 地域社会との連携による安全対策の推進について(高校教育課、義務教育課)

県教育委員会では、地元自治会や学校安全ボランティアなどの関係団体と連携し、通学路の安全点検や不審者情報を速やかに把握できる体制の整備など地域社会の協力を得て児童生徒の安全確保を図るよう指導している。

各学校では、地域社会との連携として、高等学校が主体的に参画した地域の総合見守りネットワークの設立、児童生徒が万一の場合に緊急避難ができる「子どもSOSの家」などボランティア体制の整備や地域あげでの「声かけ運動」などの取組が行われている学校があった。一方で、地域社会との連携が図られていない学校が19校(63%)あった。

児童生徒の安全確保を図るうえで、地域社会の理解や協力による「あいさつ」や「声かけ」をしながら、地域全体で守っているという環境を醸成することは極めて大切なことである。

については、各学校においては、通学路の安全点検、不審者情報を速やかに把握できる体制や緊急避難できる体制など、地域社会との連携による安全対策に取り組まれない。

3 毒物・劇物の管理

毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法の規定により、盗難を防止し、又は紛失しないようにすることなど、厳重に管理することが義務づけられており、次の事項について、適切に対応されたい。

(1) 毒物・劇物の適正な管理について(高校教育課、義務教育課)

毒物・劇物の管理については、県教育委員会からの各学校に対する「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」等の通知により、校内規程の整備、管理責任者の指定など適正な管理を指導している。

しかしながら、毒物・劇物の管理に関する取扱要領等を整備している学校は、1校(4%)であり、他の23校(96%)では整備されていなかった。

また、毒物・劇物に係る管理責任者を指定していない学校が5校(21%)あり、他の学校においても、管理責任者としての指定が明確ではないものや、その役割が具体的に定められていないものが大半であった。

一方、毒物・劇物の薬品事故に係るマニュアルについては、16校(67%)で作成されていなかった。

については、各学校においては、毒物・劇物の管理責任を明確にし、適正な管理を行うため、毒物・劇物の管理に関する取扱要領等を作成するとともに、管理責任者の指定を徹底されたい。

なお、薬品庫及び専用保管庫に当該管理責任者名を表示することなども検討されたい。

また、毒物・劇物の管理に関する取扱要領等の校内規程の整備に併せ、毒物・劇物の薬品事故に係るマニュアルを作成されたい。

(2) 毒物・劇物の厳重な保管について(高校教育課、義務教育課)

毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法及び同法施行令の規定により、毒物・劇物の専用保管庫及び容器に「毒物」、「劇物」等の文字表示をすること、飛散、漏れ、流失がないような措置を講じること、技術上の基準に従い廃棄することなどが定められ、これを踏まえ、県教育委員会は各学校を指導している。

しかしながら、専用保管庫に適正な表示をしていない学校が5校(21%)、容器に適正な表示をしていない学校が7校(29%)、容器に毒物・劇物の薬品の名称が明示されていない学校が4校(17%)あった。

また、専用保管庫の転倒防止措置を講じていない学校が12校(50%)、容器に転倒防止措置を講じていない学校が15校(63%)あった。

一方、学校によっては、理科薬品以外の工業、農業、水産等の実習用の不要な薬品や農薬等が廃棄時期未定のまま保管されていたり、薬品名称が不明となった薬品がまとめて薬品棚に保管されていた。

については、各学校においては、関係法令に基づき毒物・劇物の専用保管庫及び容器に適正な表示をするとともに、容器に適切な名称明示をされたい。

また、専用保管庫及び容器の転倒防止措置を講じられたい。

さらに、毒物・劇物を適正に管理する上からも、不要な毒物・劇物は速やかに廃棄処理し、保管を必要最小限とすることが必要であり、理科薬品以外の薬品や農薬も含め、不要な毒物・劇物や不明薬品を適切に廃棄されたい。

(3) 毒物・劇物の記録及び定期点検について(高校教育課、義務教育課)

毒物・劇物の管理については、県教育委員会は、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」等の通知により、薬品管理簿による現在量や使用量の把握、定期的な照合や確認などを行うよう指導している。

しかしながら、薬品管理簿を整備していない学校が15校（63%）、使用の都度薬品管理簿に記入していない学校が18校（75%）、定期点検を実施していない学校が18校（75%）という不適切な状況があった。

については、各学校においては、毒物・劇物の盗難又は紛失の防止を図るため、適正な薬品管理簿を作成するとともに、定期的に点検を行われたい。

(4) 学校薬剤師からの指導、助言について（高校教育課、義務教育課）

学校保健法の規定により、学校薬剤師の職務として、学校において使用する医薬品、毒物・劇物等の管理に関し必要な指導と助言を行うこととされている。

しかしながら、毒物・劇物の管理が適切ではないにもかかわらず、学校薬剤師からの専門的立場での毒物・劇物に関する指導、助言を受けていない学校が20校（83%）あった。

については、各学校においては、毒物・劇物の適正な管理を行うため、必要に応じ専門的な知識を有する学校薬剤師からの指導、助言を受けられたい。

4 刃物類の管理

刃物類の適切な管理について（高校教育課、義務教育課）

県立学校では、調理実習用の包丁、工業・農林・水産の実習科目を有する専門高校等で使用する建築用ノミ・農業用鎌・水産加工用包丁や学校管理用刃物等の多様な刃物類が保管されている。

こうした刃物類については、学校への侵入者等が使用し児童生徒及び教職員へ危害を及ぼす可能性がある。

各学校における刃物類の管理については、施錠できる保管庫を設置しているにもかかわらず施錠していない学校や施錠ができない保管庫を設置している学校、実習教室の棚や調理台の扉裏に危険性の高い刃物を保管している学校がある等、適切でない状況があった。

また、危険性のある刃物を管理する責任者を指定している学校がある一方で、管理責任者を指定していない学校やその指定が明確でない学校があった。

については、各学校においては、危険な刃物類を多数保有していることを常に意識し、施錠のできる保管庫の設置や管理責任者を明確にする等により刃物類の適切な管理に努められたい。

5 重油・灯油等の管理

重油・灯油等の適正な管理について（高校教育課、義務教育課）

重油・灯油等の危険物の管理については、校内管理規程を定めていない学校が25校のうち20校（80%）、管理責任者を指定していない学校が25校のうち6校（24%）、灯油容器への種別表示をしていない学校が14校のうち7校（50%）あるなど、必ずしも十分とは言えない状況にある。

学校での暖房用の灯油、重油について、一定量以上を貯蔵する場合は、消防法の規定により「危険物取扱者」に保安の監督及び取扱の立会をさせなければならないことになっているが、危険物取扱者が置かれていない学校があった。

また、危険物取扱者は、消防法及び危険物の規制に関する規則の規定により、3年に1回は危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないことになっているが、受けていない学校があった。

については、各学校においては、火災・誤用・盗難等を未然に防止するために、引火性液体である重油・灯油等を危機管理の対象として適切に管理するとともに、危険物取扱者が置かれていない学校では、資格者を配置されたい。また、危険物取扱者が講習を受けていない学校にあっては、受講するよう指導されたい。

6 飲料水の衛生管理

飲料水の衛生管理について（保健体育課）

水質の定期検査については、貯水槽を設けず市の水道から直接給水を受けている1校を除き、すべての学校で実施されていた。

毎授業日に行うこととされている日常点検については、「学校環境基準」に定められた点検項目のすべてについて

実施していた学校は、30校のうち9校(30%)であった。

その他の多くの学校では、点検を週に1回又は月に1回行ったり、不定期に行っていた。

飲料水の衛生管理は、児童生徒の健康を守る上で極めて重要であり、必要に応じて専門的立場にある学校薬剤師の指導・助言を得ながら、飲料水を常に安全な状態に保つ必要がある。

については、各学校においては、学校保健法等の関係規定に基づき、定期検査や日常点検を適切に実施し、飲料水の衛生管理に万全を期されたい。

別表

行政監査実施機関一覧表

区 分	監 査 実 施 機 関	
県 教 育 委 員 会 (4 課)	総 務 課 義 務 教 育 課	高 校 教 育 課 保 健 体 育 課
県 立 高 等 学 校 (18 校)	安 来 高 等 学 校 松 江 工 業 高 等 学 校 松 江 農 林 高 等 学 校 出 雲 高 等 学 校 出 雲 商 業 高 等 学 校 矢 上 高 等 学 校 浜 田 高 等 学 校 益 田 高 等 学 校 津 和 野 高 等 学 校	松 江 北 高 等 学 校 松 江 商 業 高 等 学 校 大 東 高 等 学 校 出 雲 工 業 高 等 学 校 出 雲 農 林 高 等 学 校 江 津 工 業 高 等 学 校 浜 田 水 産 高 等 学 校 益 田 産 業 ・ 翔 陽 高 等 学 校 隠 岐 水 産 高 等 学 校
県 立 特 別 支 援 学 校 (12 校)	盲 学 校 浜 田 ろ う 学 校 出 雲 養 護 学 校 浜 田 養 護 学 校 隠 岐 養 護 学 校 江 津 清 和 養 護 学 校	松 江 ろ う 学 校 松 江 養 護 学 校 石 見 養 護 学 校 益 田 養 護 学 校 松 江 清 心 養 護 学 校 松 江 緑 が 丘 養 護 学 校

資料

行政監査結果集計表(県立学校30校の状況)

(1)危機管理体制の整備

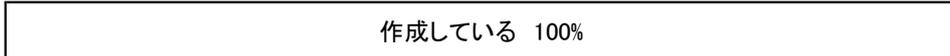
危機管理に関する専門委員会を設置しているか	設置している 43%	設置していない 57%
学校警備及び防災計画を作成しているか	作成している 100%	
総合的な危機管理マニュアルを作成しているか	作成している 33%	作成していない 67%
総合的な危機管理マニュアルの見直しをしているか	見直しをした 40%	見直しはしていない 60%
児童生徒への安全教育を実施しているか	実施している 100%	
地域団体等との連携を図っているか	連携を図っている 83%	連携を図っていない 17%
危機管理に関する学校評価を実施しているか	実施している 47%	実施していない 53%

(2)防災対策

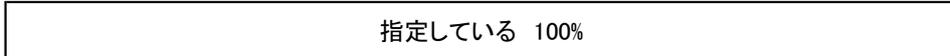
①風水害対策 台風・集中豪雨対応マニュアルを作成しているか	作成している 60%	作成していない 40%
台風・集中豪雨等気象情報の収集及び伝達体制は整備されているか	整備されている 100%	
②地震対策 地震対応マニュアルを作成しているか	作成している 87%	作成していない 13%
地震対応訓練を実施したか	実施した 57%	実施していない 43%
寄宿舎における地震対応訓練を実施したか (寄宿舎がある20校の状況)	実施した 40%	実施していない 60%

③防火対策

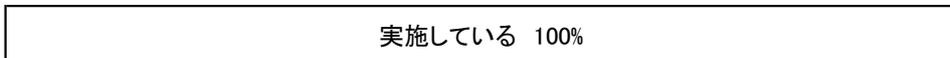
火災対応マニュアルを作成しているか



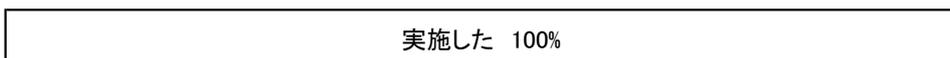
火元責任者を指定しているか



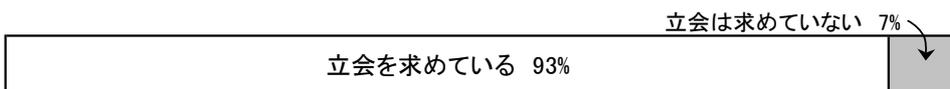
日常の火気点検を実施しているか



火災対応訓練を実施したか



火災対応訓練に消防署の立会を求めているか

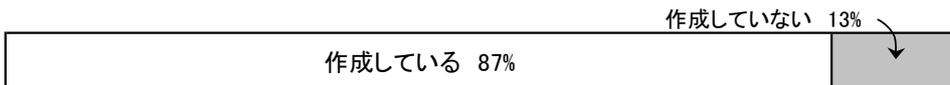


寄宿舎における火災対応訓練を実施したか
(寄宿舎がある20校の状況)

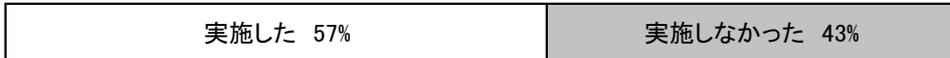


(3)不審者対策

不審者対応マニュアルを作成しているか



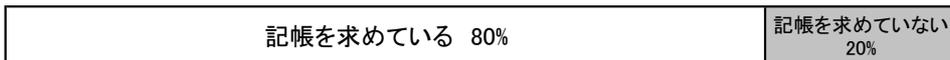
教職員研修を実施したか



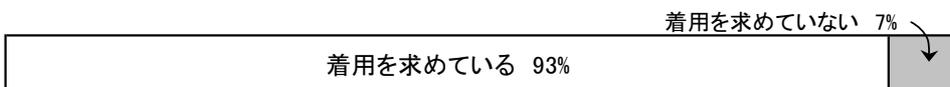
児童生徒に対する訓練等を実施したか



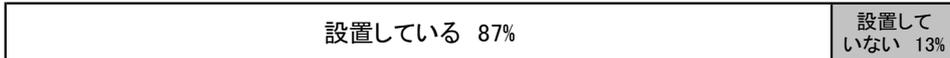
外来者に受付で氏名の記帳を求めているか



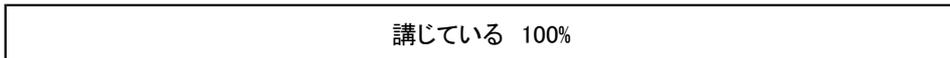
外来者に受付でバッジ等の着用を求めているか



さすまた、防犯スプレー等を設置しているか

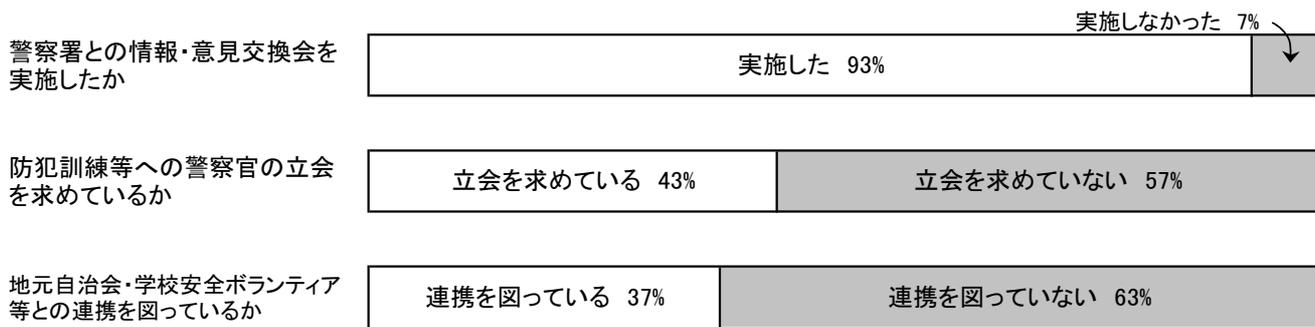


登下校時の安全確保対策を講じているか



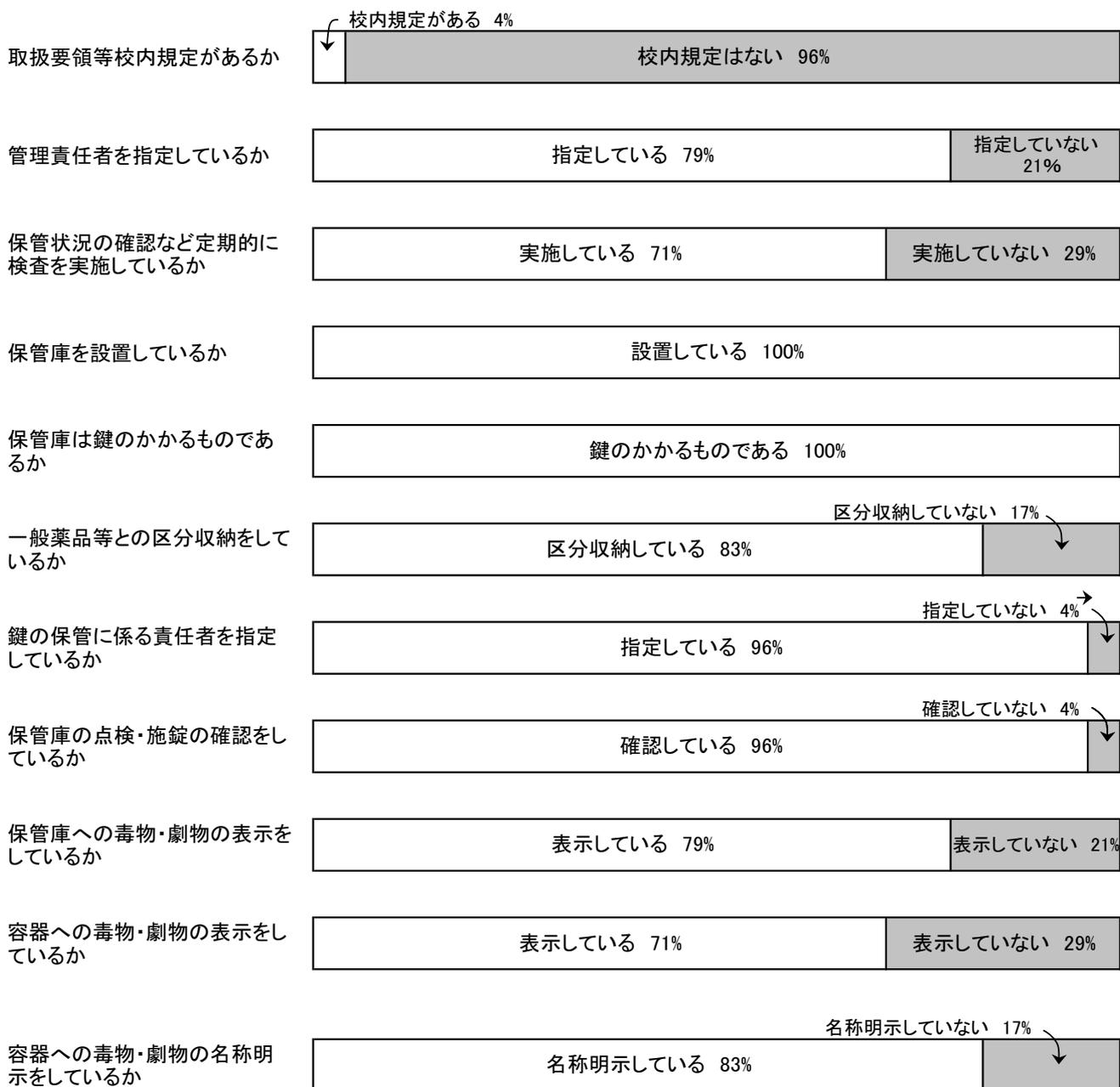
寄宿舎における不審者対応訓練を実施したか
(寄宿舎がある20校の状況)





(4) 毒物・劇物の管理

(毒物・劇物を保管している24校の状況)



薬品管理簿を整備しているか

整備している 37%

整備していない 63%

薬品管理簿に使用量、現在量等を記入しているか

記入している 25%

記入していない 75%

薬品管理簿と現在量を定期的に照合しているか

照合している 25%

照合していない 75%

地震等による保管庫の転倒防止措置をしているか

措置している 50%

措置していない 50%

保管容器の転倒防止措置をしているか

措置している 37%

措置していない 63%

不要な毒物・劇物を保管していないか

保管していない 37%

保管している 63%

事故等が発生していないか

発生していない 100%

(5) 刃物類の管理**① 調理実習用刃物の管理**

管理責任者を指定しているか

指定している 87%

指定していない 13%

専用保管庫を設置しているか

設置している 83%

設置していない 17%

専用保管庫は鍵のかかるものであるか

鍵のかかるものである 80%

鍵はかからない 20%

専用保管庫の施錠責任者を指定しているか

指定している 83%

指定していない 17%

専用保管庫以外で保管していないか

保管庫以外では保管していない 80%

保管庫以外で保管している 20%

管理簿を整備しているか

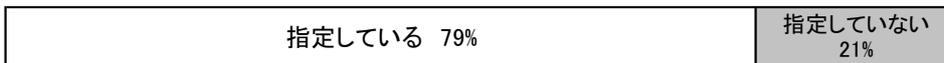
整備している 13%

整備していない 87%

②専門高校等の実習用刃物の管理

(工業・農業等の実習がある14校の状況)

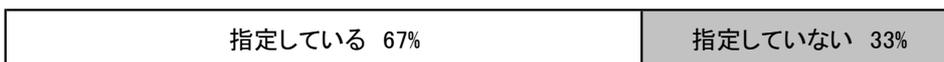
管理責任者を指定しているか



専用保管庫を設置しているか



専用保管庫の施錠責任者を指定しているか



専用保管庫以外で保管していないか



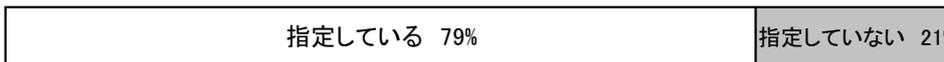
管理簿を整備しているか



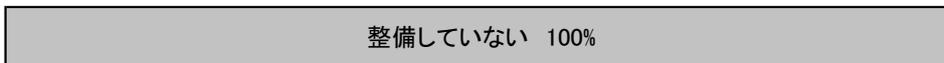
③学校管理用刃物の管理

(学校管理用刃物がある29校の状況)

保管場所の施錠責任者を指定しているか



管理簿を整備しているか



④寄宿舎の調理用刃物の管理

(寄宿舎に厨房がある18校の状況)

管理責任者を指定しているか



(6)重油・灯油の管理

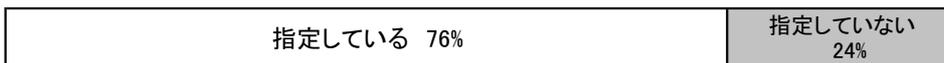
取扱要領等校内規定があるか

(主暖房に重油・灯油を使用する25校の状況)



管理責任者を指定しているか

(主暖房に重油・灯油を使用する25校の状況)



危険物取扱者を指定しているか

(危険物取扱者の指定が必要な11校の状況)

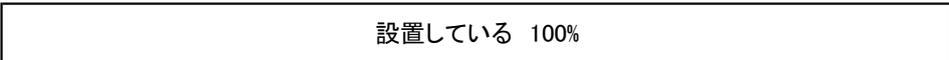


危険物取扱者の研修を受講しているか



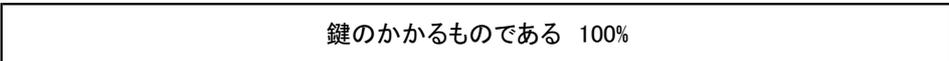
(危険物取扱者を置いている8校の状況)

貯蔵所(油庫)を設置しているか

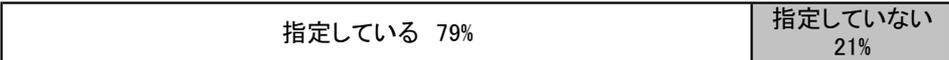


(主暖房に灯油を使用する14校の状況、以下同じ)

貯蔵所(油庫)は鍵のかかるものであるか



貯蔵所(油庫)の施錠責任者を指定しているか

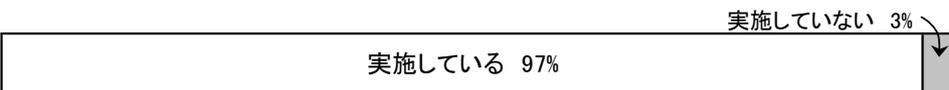


容器への油の種別表示をしているか

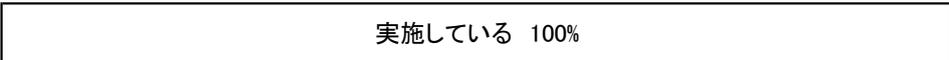


(7) 飲料水の衛生管理

水質の定期検査を実施しているか



施設・設備の定期検査を実施しているか



(貯水槽を設置している25校の状況)

水質の日常点検を実施しているか



